VI. 持続可能な自立したまちづくり

1 協働によるまちづくりの推進

湯沢町まちづくり基本条例の制定

総務課

地方分権の進行により、地方のことは地方で決定す るという「地方分権行政」が主流となりつつあります。 こうしたなか、いま湯沢町に求められているのは、 「これからのまちのあるべき姿」を町民、地域の団体、 企業、議会及び行政が共に協力して施策を考え、地域 全体でその施策を実践していくという「協働のまちづ くり」であると考えます。その真の協働を実践するた め、その基本理念や考え方を明文化した「湯沢町まち づくり基本条例」を提案し議会の可決をいただきまし た。これはまちづくりにおける町民、議会、行政など のそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いが最 良のパートナーとしての関係を築き、協働してまちづ くりに携わることを定めています。今後は、この条例 を基に多様な協働によるまちづくりを推進し、豊かで 自立した地域社会の実現を目指していかなければな らないと考えています。

※全文を P56 に掲載してあります。



2 国土調査事業の推進

国土調査の推進

産業観光課

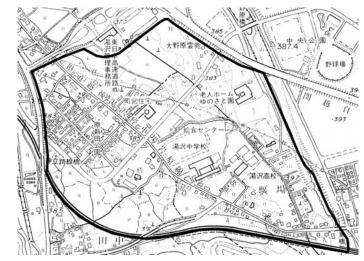
国土調査(地籍調査)とは、国土調査法に基づく土地の調査のことです。一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量します。今年度は三俣1・2地区の閲覧と認証を申請するほか、神立地区の堰場・中学校近辺・栄町の筆界の立ち会いと一筆地測量、宮林・中央公園近辺の基準点の設置と測量を実施します。

《主な経費》

地籍調査3,000 千円公共用地境界復元5,000 千円調査図素図等作成4,000 千円システム使用料1,040 千円

《財源》

手数料5 千円新潟県の負担額4,980 千円湯沢町の負担額8,055 千円



3 行政運営の向上

人員適正化

総務課

平成 17 年策定の定員適正化計画では、9 年間で 30 人の職員数削減を実施し、平成 25 年の職員数を 155 人とする目標を定めました。しかし、事務事業の民営化・民間委託等の推進、早期退職者の増加と新規採用の抑制などにより、22 年 4 月の段階で、すでに 152 人となりました。

このことから、平成 22 年に計画内容を見直しており、さらなる積極的な民間委託や公民館等への指定管理者制度の導入などを前提として、平成 28 年度までに職員数を 130 人とする新たな計画を定めています。

平成24年4月1日現在の職員数は146人です。

合理的かつ柔軟な行政組織の編成

総務課

平成23年度に町民課と会計課を統合したことにより、9課1局体制となっていましたが、24年度は統合文教施設の工事を発注する段階となりますので、文教施設整備課を教育課に統合するとともに、今後の保育園と学校のソフト面での連携を図るため、町民課の子育て支援班の業務を教育委員会へ事務委任することとしました。したがって、平成24年度からは8課1局体制となります。

年々職員数が減少する中で合理的な業務の推進が 必要となりますので、今後もスクラップ&ビルドを基 本として、合理的かつ柔軟な組織の編成を行っていき ます。

職員の資質向上

総務課

職員の資質の向上のため、これまでの研修機関での研修や外部機関への研修および内部研修をさらに充実させるとともに、職員が自主的に行う研修への支援を拡充し、行政課題の研究やまちづくりの推進に対する啓発意欲を高めるよう努めます。

《主な経費》

職員自主研修補助金

500 千円

《財源》

湯沢町の負担額

500 千円

NEW

事務事業評価の導入

総務課

年々厳しくなる財政状況に対し、様々な事務や事業を効果的・効率的に実施するとともに町民の皆さんへの説明責任を果たすため、平成24年度より事務事業の目的、効果、費用を評価し、改善していく事務事業評価システムを導入します。また、町行政の透明化を図る観点からその結果を公表します。



4 町税等の徴収対策の強化

徴収費 税務課

町税収入は湯沢町の収入の 56.3%を占める大切な財源です。しかしながら、22 年度決算における収入未済額は 13 億円にのぼるなど、滞納が大きな問題となっています。新規滞納の発生と滞納額の増加を防止するため、少額滞納者に対して早期の納付勧告、臨戸徴収、納税相談を行い、口座振替の推進やコンビニエンスストアを利用した納付をさらに周知するなど納税の意識高揚を目指します。

また、納付に誠意の見られない滞納者に対しては実態調査を徹底し、新潟県地方税徴収機構とともに差押やインターネット公売などの滞納処分を厳しく行い、納税の公平と税収の確保に努めます。

《主な経費》

印刷製本費	864 千円
口座振替手数料	1,011 千円
窓口納付手数料	2,823 千円
通信運搬費	2,881 千円
システム保守・使用料	925 千円
魚沼地域特別機動整理班負担金	24 千円
その他	759 千円

《財源》

督促手数料	900 千円
新潟県の負担額	8,087 千円
雑入	300 千円



徴収嘱託員費

税務課

リゾートマンション等を多く抱える湯沢町は、首都圏の滞納者に対応すべく東京事務所を設置し、東京都税事務所OBが3名勤務しています。また、町内対応も3名配置し、計6名が納付勧告、臨戸徴収などを行っています。

《主な経費》

徴収嘱託員賃金	12,442 千円
通信運搬費	726 千円
東京事務所借上料	975 千円

《財源》

新潟県の負担額	7,678 千円
湯沢町の負担額	6,465 千円

納付方法

☆口座振替納付☆

銀行口座やゆうちょ銀行の預貯金口座から各納期ごとに自動振替により納めていただく方法です。湯沢町は三菱UFJニコス株式会社に委託をすることにより、全国のほとんどの金融機関等で口座振替をご利用いただけます。

☆直接納付☆

金融機関等の窓口にて、送付された納付書によって納めていただく方法です。(ゆうちょ銀行、湯沢町内の金融機関、役場町民課又は税務課で納付の場合は、手数料はかかりません。)

<u>☆コンビニエンスストア納付☆</u>

湯沢町では、これまでの納付場所(金融機関、ゆうちょ銀行等)に加えてコンビニエンスストアでも納付いただけるようになりました。また、振込手数料もかかりません。

ただし、納付書の金額が 30 万円を超える場合や金額を修正した場合、取扱期限を過ぎた場合は使用できません。なお、法人町民税・たばこ税・入湯税はコンビニ納付は取り扱っておりません。

Ⅲ. 行政サービス・行政機能

1 選挙に関する経費

選挙管理委員会費・県議会議員選挙費・町議会議員選挙費

総務課

選挙管理委員会の運営にかかる費用のほか、24年度は新潟県知事選挙と農業委員会委員選挙の2つの選挙の予算を計上してます。

《主な経費》

●選挙管理委員会費 303 千円

●県知事選挙費

投票立会人等報酬1,303 千円事務補助賃金433 千円職員手当2,540 千円消耗品200 千円印刷製本費258 千円通信運搬費707 千円ポスター掲示板撤去480 千円

●農業委員会委員選挙費

選挙管理委員会委員報酬 73 千円 費用弁償 5 千円

《財源》

新潟県の負担額 6,239 千円 湯沢町の負担額 381 千円



2 議会に関する経費

議会費

議会事務局

議員の報酬や、議会の運営にかかる予算を計上しています。

《主な経費》

議員人件費 60,076 千円 視察研修 680 千円 議会報作成・折込 1,144 千円 議事録翻訳 996 千円 インターネット配信用音源作成 126 千円 エフエム放送 336 千円

《財源》

湯沢町の負担額 63,358 千円



3 税金の課税に関する経費

町民税や固定資産税などの町税の課税にかかる予算を計上しています。

《主な経費》

事務補助員賃金	735 千円
消耗品費	1,000 千円
印刷製本費	2,607 千円
通信運搬費	3,932 千円
固定資産評価替・土地鑑定	8,304 千円
システム運用経費	1,890 千円
過誤納還付金	5,000 千円
その他	1,013 千円
// D.L. \TE\\	

《財源》

手数料600 千円新潟県の負担額23,835 千円弁償金等46 千円

固定資産評価審査委員会費 監査委員事務局

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政 委員会であり、その職務は市町村長とは独立した中立 的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された 価格に関する不服の審査及び決定その他の事務を行 います。

《主な経費》

固定資産評価審査委員会委員報酬	100 千円
消耗品費	2 千円

《財源》

湯沢町の負担額 102 千円

4 戸籍・住民登録等に関する経費

戸籍住民基本台帳費

町民課

戸籍・住民登録・印鑑登録などの届出の受付や戸籍謄(抄)本・住民票・印鑑登録証明書等の発行事務を行います。

《主な経費》

消耗品費	356 千円
システム等運用経費	9,353 千円

《財源》

手数料	3,475 千円
国の負担額	200 千円
新潟県の負担額	14 千円
湯沢町の負担額	6,020 千円

旅券(パスポート)の発給について

湯沢町では、新潟県から旅券(パスポート)窓口事務の移譲を受け、町民課窓口で申請を受け付けています。このサービスを利用できる方は、原則として湯沢町に住民登録のある方です。申請受付から発給まで約2週間(土・日・祝日含む。)かかります。申請に必要な書類や費用等詳しくは町民課町民生活班(TEL784 - 3453)にお問い合わせください。

民生総務費

町民課

人権及び国民年金に関する予算を計上しています。 24年度は新潟県の補助金を受けて人件啓発活動を実施します。

《主な経費》

人権啓発活動

保育園児及び高齢者対象パネルシアター

190 千円街頭啓発活動用品113 千円負担金・補助金40 千円

《財源》

国の負担額	33 千円
新潟県の負担額	283 千円
湯沢町の負担額	27 千円





5 統計調査に関する経費

統計調査費

総務課

今年度は、次の4つの調査を行います。

- ・学校基本調査
- ・工業統計調査
- ・人口移動調査
- ・就業構造基本調査

《主な経費》

調査員報酬	133 千円
消耗品費	263 千円
通信運搬費	29 千円
その他	128 千円

《財源》

新潟県の負担額	523 千円
湯沢町の負担額	30 千円

6 情報化に関する経費

情報化推進費

総務課

効率的に事務処理を行うため、多くの分野にわたって利用可能な総合行政システムの更新を23年度に終えました。24年度からは庁舎ネットワーク機器(庁内LAN)の老朽化に伴う再構築を行います。

今後も機器の適正な管理に努めるとともに、個人情報の厳格な管理を行います。

《主な経費》

通信運搬費	6,929 千円
庁内 LAN 再構築初期費	2,730 千円
システム運用経費	28,874 千円
湯沢町ホームページ保守	1,093 千円
情報機器購入	1,445 千円

《財源》

国の負担額	50 千円
新潟県の負担額	270 千円
ホームページ広告料	1,500 千円
湯沢町の負担額	39.251 壬四

7 労働対策に関する経費

労働対策費

産業観光課

労働者のスキルアップを応援する予算を計上して います。

《主な経費》

職業訓練業務 4,916 千円

▶南魚沼市に委託しています。

南魚沼職業能力開発運営協会補助金 1,390 千円

《財源》

湯沢町の負担額 6,306 千円



8 借入金の返済に関する経費

公債費

総務課

町では、道路や施設を整備するときなどに、国や金融機関から「町債」と呼ばれる借入をします。町債は、一度に借り入れる額も高額なことから、長い期間(数年~30年)をかけて返済します。

また、日々の資金繰りの中で数日というごく短期の 借金「一時借入金」をすることもあります。

《主な経費》

借入金の元金返済	78,774 千円
借入金の利子	17,914 千円
一時借入金利子	1,000 千円

《財源》

住宅使用料	8,817 千円
湯沢町の負担額	88,871 千円

9 監査に関する経費

監査委員費

監査委員事務局

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、 地方自治法の規定により設置されている執行機関で、 国の会計検査院や会社の監査役にあたる役割を担っ ています。

具体的には、町が行っている様々な事業や町が財政 援助を行っている団体などの事業が経済的、効率的、 効果的に運営されているかどうか、財務会計事務が正 しく行われているかどうかなどを監査します。また、 監査委員は町長から独立した立場で職務を執行しな ければなりません。

湯沢町では、2名(財務・経営管理、行政運営に関する優れた見識を有する者から選任される委員1名、 議員から選任される委員1名)が置かれています。

《主な経費》

監査委員報酬1,125 千円消耗品費271 千円

《財源》

湯沢町の負担額 1,396 千円



△出納帳簿を検査している監査委員

10 財産・庁舎管理に関する経費

財産一般管理費	総務課
町が有する財産(土地・建物) 計上しています。	管理にかかる費用を
《主な経費》 町有建物修繕 水質検査 土地借上料 地域集会施設建設費補助金	2,500 千円 987 千円 21,560 千円 500 千円
《財源》 手数料 財産貸付収入 負担金	111 千円 48,475 千円 23 千円

庁舎管理費 役場庁舎の維持管理にかかる費用 《主な経費》 光熱水費	総務課 を計上しています。
《主な経費》	を計上しています。
光熱水費	
	5,738 千円
修繕料	1,000 千円
雪対策費	810 千円
設備保守点検	2,116 千円
清掃・警備	7,200 千円
土地借上料	1,706 千円
《財源》	
使用料	1,301 千円
駐車場協力金	1,400 千円
雑入	150 千円
湯沢町の負担額	15,719 千円

基金管理費総務課

湯沢町が管理・所有する基金に関する費用を計上しています。

《主な経費》

公共事業基金地区協議会補助金 550 千円 各種基金利子積立 2,237 千円 ▶基金の運用益を元金に積み立てます。

《財源》

財産運用収入2,237 千円基金繰入550 千円



湯沢高原関連施設整備

総務課

平成 19 年度から湯沢高原ロープウェイの運営を、日本ケーブル株式会社の子会社であるスノーリゾートサービス株式会社にお願いしてきました。

町全体の観光客数が減少しているなかで、湯沢高原は利用者及び売上とも上向きになってきていることから、この施設を活性化することでもう一度元気な観光立町を内外にアピールしたいと考え、日本ケーブル株式会社とスノーリゾートサービス株式会社に提言をお願いし、その結果を受けて町として検討した結果、平成 33 年度までの長期にわたり整備を進めることとし、平成 24 年度は以下の事業を予算計上しました。

《主な経費》

《財源》

下表のとおり

湯沢こころのふるさと基金 3,460 千円 湯沢町負担額 166,540 千円

(単位:千円)

項目	24 年度 予 算	今後の見込み
山頂トリプルリフトの大規模改修 及びボブスレー運搬リフトの整備	50,000	24 ~ 33 年度で総額 455,000 千円を 10 年間分割払い
建物・策道等修繕費	60,000	大規模な改修等を除き 24 年度以降は通年ベースで年額 3,000 ~ 4,000 千円程度を検討
花植栽・消耗品等	30,000	山頂の花や樹木等の整備に 24 年度以降は年額 8,000 ~ 1,000 千円 程度を検討
アスレチック整備	30,000	夏冬遊べるアスレチックを整備

役場庁舎東館の耐震補強工事

総務課

災害時の情報収集・対応拠点となる役場庁舎について、平成23年度に耐震補強設計が終了し、今年度は耐震改修工事を行います。この事業は平成23年度予算を繰り越して行います。

工事終了予定が平成24年12月15日となり、その間庁舎内の一部施設が使えなくなるほか、教育課の事務室が2階から3階に移るなど、来庁される方に大変ご迷惑をおかけしますがご了解くださいますようお願いいたします。

《主な経費》

庁舎東館耐震補強工事 86,201 千円

《財源》

国の負担額22,984 千円湯沢町の負担額63,217 千円

(うち借り入れする額 62,900 千円)



湯沢こころのふるさと基金

総務課

ふるさと納税とは、ふるさと(出身地に限らず、応援したいと思う地域)の県や市町村を「寄付金」という形で 応援することができる制度のことです。湯沢町では平成 20 年度から実施しています。平成 23 年度は 14 名の皆様 から総額 275 万円の寄付をいただきました。また、これまでに延べ 52 名の方から寄付をいただき、総額が 1,000 万円を超えました。ご寄付いただいた方々に、心より感謝申し上げます。

平成23年度は、初めて寄付金を活用し事業を行いました。また、平成24年度は湯沢町高原関連施設整備に3,460 千円活用する予定です。(P53参照)

《主な経費》

消耗品費 50 千円 ▶寄付いただいた方へ記念品をお送りしています。

積立金 500 千円 **▶**いただいた寄付を基金へ積み立てます。

クレジットカード納付手数料 80 千円 ▶クレジットカードを用いてインターネット上で支払いができる

サービスを6月1日より開始します。

《財源》

寄付金 500 千_円

湯沢町の負担額 130 千円 (単位:円)

ご寄付の使い道	23 年度額	累計額	23 年度 活用額	23 年度 活用後残高
①ふるさと湯沢の自然と景観を守り、これを活かした事業	767,500	2,149,500	1,382,000 トレッキングコース再整備	767,500
②ふるさと湯沢の子どもたちを健やかに育み、 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり事業	1,000,000	2,710,000		2,710,000
③ふるさと湯沢と都会との交流を進める事業	100,000	390,000	160,000 湯沢ぐらし発行費	230,000
④ふるさと湯沢の文化や伝統等を守り伝承する 事業	100,000	220,000		220,000
⑤ふるさと湯沢の観光産業等振興事業	100,000	3,460,000		3,460,000
⑥その他町長が必要と認める事業	686,000	1,256,500	714,500 内訳 304,500 (非核平和都市宣言 記念看板) 410,000 (避難者支援)	542,000
合計	2,753,500	10,186,000	2,256,500	7,929,500

★皆さまの熱い思いのこもったご寄付へのお礼★

湯沢こころのふるさと基金」にご寄付をいただきました皆様には、ふるさと湯沢の「こころ」をお送りさせていただきます。

- 湯沢町の共同浴場共通優待券
- ·周辺施設等利用割引券
- ・湯沢ぐらし、広報ゆざわ、夏・冬観光情報の提供

※ 23 年度活用額の詳細について実績報告書を作成しました。湯沢町ホームページに掲載していますが、 ご希望の方には郵送させていただきます。

※ご希望により、ご寄付をいただいた日から定期的に上記情報等の提供をさせていただきます。

11 路線バス運行に関する経費

路線バス運行補助金

総務課

町内間及び町内から町外間を運行する路線バスの運行費用を補助し、生活交通の確保を図ります。

《主な経費》

路線バス運行補助金 20,326 千円

《財源》

新潟県の負担額 141 千円 湯沢町の負担額 20,185 千円

湯沢町を走る路線

- ・湯沢~塩沢~六日町 線
- ・湯沢〜三俣〜貝掛温泉〜浅貝〜苗場プリンスホテル 線
- ・湯沢~中里~土樽~蓬橋 線
- ・湯沢~小坂~谷後~旭原~大源太線
- ・〈急行〉湯沢~清津峡~津南~森宮野原駅 線



路線バスに関する問合せ先 南越後観光バス ☎ 025-773-2573

12 湯沢町役場各課等問合せ先

問合せ先・全課等

課 名 等	代 表 番 号	課 名 等	代 表 番 号
総務課	784-3451	地域整備課	784-4852
税務課	784-3452	上下水道課	784-4853
町民課	784-3453	健康福祉課	784-4560
産業観光課	784-4850	教育課	784-2211
議会事務局	784-3115	湯沢町公民館	784-2460
児童クラブ	784-2065	中央保育園	784-2071
湯沢保育園	784-2502	土樽保育園	787-3257
神立保育園	784-3616	浅貝保育園	789-2110

湯沢町まちづくり基本条例 (平成23年条例第1号)

わたしたち湯沢町民が生き生きと誇りを持ちながら生活でき、豊かな自然と調和した安全で安心できる生活環境と、安定した経済基盤の確立した町の形成を目指し、町民と行政がそれぞれの役割、責任、負担を明確化し、お互いがパートナーシップの関係を築きながら、知恵と工夫で町民参加の協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、湯沢町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任、負担を明らかにし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、人と自然とが共生できる町民参加のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町 自治体としての湯沢町をいう。
 - (2) 町民 町内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は町内に 事業所等を置く事業者をいう。
 - (3) マンション所有者等 町外に住み、町内にマンション 若しくは別荘等を所有する人で、湯沢町において町民との交流、地域活動に参加する人をいう。
 - (4) まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現 するために行われる町政及び全ての公益的な取り組みを いう。
 - (5)協働 町民と町がそれぞれ果たすべき責任と役割を自 覚し、相互に補完、協力することをいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、町は、他 の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨 を尊重し、整合性を図らなければならない。

(まちづくりの基本理念)

- 第4条 まちづくりは、湯沢町町民憲章に掲げる「愛情あふれるまち」、「活力みなぎるまち」、「誰もが訪れたいまち」 を基本理念とする。
- 2 町民及び町は、前項に規定する基本理念に基づき次の 各号に掲げるものを遵守し、まちづくりを推進しなければ ならない。
 - (1) 町民は、町民自治を実現するために自ら学び、町民の 権利を行使し、まちづくりに積極的に参加するよう努め ること。
 - (2) 町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報(以下「情

報」という。)を提供すること。

- (3) 町は、町民の参加の意欲を高めるように啓発に努める とともに、まちづくりのそれぞれの過程において、町民 の参画の機会を保障すること。
- (4) 関係自治体、県及び国との役割分担を明確にするとともに、町民、マンション所有者等及び町はそれぞれ相互の信頼関係を基調として協働・協力によるまちづくりを進めること。
- (5) 町は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、 総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な 制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。
- (6) 町は、町民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を 編成するとともに、町職員の政策形成能力の育成・向上 に努めること。

第2章 情報の公開と共有

(情報を知る権利)

第5条 町の保有する情報は町民の財産であり、町民はそれ を知る権利を有する。

(情報の提供)

- 第6条 町は、町が保有する情報を町民にわかりやすく提供 するとともに、町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理 し、保存しなければならない。
- 2 町は、提供した情報に対する町民からの意見、提言をま ちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- 3 町民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさ なければならない。

(説明・応答責任)

- 第7条 町は、町政運営にあたって、公正の確保と透明性の 向上を図るために、町民にわかりやすく説明する責務を有 する。
- 2 町は、町政運営に関する町民の質問等に対し、誠実に応答する責務を有する。

第3章 町民参加の推進

(町民参加の権利)

- 第8条 町民は、まちづくりの主体であり、何人も自由・平 等な立場でまちづくりに参加する権利を有する。
- 2 町民のまちづくり活動への参加に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

(参加機会の保障)

- 第9条 町は、町民参加によるまちづくりを推進しなければ ならない。
- 2 町は、案件ごとに町民参加の仕組みを明らかにし、町民が参加しやすい環境を整備しなければならない。
- 3 町は、審議会等の委員の選任にあたっては、公募の委員 を加えるように努める。

(町民投票制度)

- 第 10 条 町は、まちづくりに関る重要事項について、直接、 町民の意思を確認するため、町民投票制度を設けることが できる。
- 2 前項の場合において、町長は町民の適切な判断に資する よう、投票に係る事案についての情報を提供しなければな らない。

(町民投票の条例化)

- 第11条 町民投票に参加できるものの資格その他町民投票 の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例 で定める。
- 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は 町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければな らない。

第4章 連帯と協力

(コミュニティ)

- 第12条 コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基盤に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。
- 2 町民は、まちづくりの重要な担い手となり得るコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。
- 3 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関る施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

(町外の人々との連携)

第13条 町民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等のさまざまな分野に関する組織を通じて、町外の人々と連携・協力するとともに、町外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

(国及び関係する自治体等との連携)

第14条 町は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自 治体等との連携・協力に努めなければならない。

(国及び県への意見・提案)

第15条 町は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、町の自主的、自立的発展のために、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

(国際交流活動)

第16条 町民、町及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。

第5章 行政の政策活動

(総合計画)

- 第17条 町は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を広く町民参画のもとに策定しなければならない。
- 2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない。
- 3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく 公表しなければならない。
- 4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を 明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との 整合性を図るものとする。

(財政運営等)

- 第 18 条 町は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、 最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければな らない。
- 2 町の予算は、財政状況を勘案し、町民の意向を踏まえて 編成しなければならない。
- 3 町は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公 表しなければならない。
- 4 町は、町民負担のあり方や町有財産の活用等の検討とともに、町の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

(行政評価)

- 第19条 町は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、 透明性を高め、説明責任を果たすため、行政評価を実施し なければならない。
- 2 町は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施することとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。
- 3 行政評価の手続きについては、別に定める。

(行政手続)

第20条 町は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政 指導、届出等に関する手続きを適正に行い、行政運営にお ける公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

(パブリックコメント)

- 第21条 町は、基本的な計画、重要な条例等を策定しようと するときは、当該計画、条例等の案をあらかじめ公表し、 広く町民の意見を聴く手続きをとらなければならない。
- 2 町は、前項の手続きにより提出された町民の意見を考慮 して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を 公表しなければならない。

(個人情報保護)

第22条 町は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の 保護を図り、それを適正に管理しなければならない。

第6章 行政組織

(行政組織の編成)

- 第23条 行政組織は、町民にわかりやすいものであると同時 に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成し なければならない。
- 2 町は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な 行政運営に努めなければならない。

(危機管理)

第24条 町は、災害等から町民の生命、身体及び財産を守る ために、町民、関係機関との連携・協力及び相互支援によ る危機管理体制の構築に努めなければならない。

(環境支援)

- 第25条 町は、時代の変化により生ずる政策課題を解決する ため、職員の政策形成能力の育成・向上を図る研修の充実 に努めなければならない。
- 2 町は、職員が町民とともにまちづくりに参画する環境の 整備に努めなければならない。

(出資団体等)

- 第26条 町は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該団体は町に協力しなければならない。

第7章 議会の役割

(議会の役割と責務)

- 第27条 議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明ら かにし、自由に議論をするよう努めなければならない。
- 2 議会は、町民を代表して最終的意志を決定する議決機関 として、町民の意思が町政の運営に反映するよう活動しな ければならない。
- 3 議会は、町民のニーズに対応した政策立案に積極的に努 めなければならない。
- 4 議会は、町の事務事業が公平・効率的に執行されている かどうか、町民の立場に立って監視し、けん制しなければ ならない。

(町民に開かれた議会)

第28条 議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に 提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設けるもの とする。

第8章 町民、町長、議員及び職員の責務 (町民の責務)

- 第29条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、町との協働のまちづくりを進め、町の発展に寄与するよう努めなければならない。
- 2 町民は、まちづくりに参加するにあたって、自らの発言 と行動に責任をもたなければならない。
- 3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任 を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなけ ればならない。

(町長の青務)

第30条 町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民とと もに自主・自立のまちづくりの推進に努め、町民の負託に 応えなければならない。

(議員の責務)

第31条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を 遵守し、町民と連携し、かつ、町長等の行政機関と緊張関 係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

(職員の青務)

- 第32条 職員は、その職責が町民の信託に由来することを自 覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに 基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければ ならない。
- 2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的 に参画するよう努めなければならない。
- 3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、 技能の習得に努めなければならない。

第9章 検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

- 第33条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、 この条例が町にふさわしいものであり続けているかどうか 等を検討するものとする。
- 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例 及び諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとす る。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

発行にあたり

町民の皆様には、日頃からまちづくりにご支援、ご協力をいただいておりますことに 厚く御礼申し上げます。

昨年度に引き続き、今年度も予算書の内容を分かりやすく伝えることを目的として「平成24年度予算の概要~今年のお金の使い道~」を作成しましたので、お届けいたします。この冊子は、町民の皆様にその年度の当初に定めた予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに、町の説明責任を果たす手段のひとつとして平成23年度から作成しているものです。

本来、町のお金や情報は町民皆様のものであり、その内容について説明する責任があります。そこでこの冊子は、法で定める通常の予算書の形式では分かりづらい、伝えにくい内容を、分かりやすく公表するものです。分かりにくい点等ございましたらご意見を賜りたくお願い申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、世の中が大きな転換点を迎え、町が果たす役割がさらに重要になっています。湯沢町の直面する短期・長期にわたるまちづくりの諸課題に適切に対応するため、様々な事務事業を進めていきます。そのためには、平成23年4月1日に施行された「湯沢町まちづくり基本条例」に基き、町民、議会、関係機関、行政が最良のパートナーとしての関係を築き、協働してまちづくりに携わっていくことが必要と考えます。

これからも湯沢町に暮らすことを町民が誇りに思い、町のすばらしさを次の世代へ と着実に受け継いでいけるよう、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきま しょう。

平成24年5月 湯沢町長 上村清隆

湯沢町町民憲章 ~わたしたちのねがい~

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢

きよらかな愛情あふれるまち

すこやかな活力みなぎるまち

さわやかな誰もが訪れたいまち

みんなで力をあわせ豊かで明るく住みよい文化の香り高い町をつくりましょう。

1 湯沢町